

(新旧対照条文一覧)

【本則関係】

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（抄）……………1

【附則関係】

- 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）……………53
○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（抄）……………52
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）……………51
○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）……………50
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）……………49
○復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）……………48

(注) 個人情報の保護に関する法律の下段（現行欄）は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）により改正された後の別表を掲げたものである。

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 総則（第一条～第四条）	第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 福島復興再生計画等（第五条～第七条の二）	第二章 福島復興再生計画等（第五条～第七条の二）
第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等	第三章 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等
第一節 福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等（第八条～第十七条）	第一節 福島復興再生計画に基づく土地改良法等の特例等（第八条～第十七条）
第二節 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置	第二節 特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置
第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二～第十七条の六）	第一款 特定復興再生拠点区域復興再生計画（第十七条の二～第十七条の六）
第二款 土地改良法等の特例等（第十七条の七～第十七条の十七）	第二款 土地改良法等の特例等（第十七条の七～第十七条の十七）
第三節 農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等（第十七条の十八～第十七条の三十三）	第三節 農用地利用集積等促進計画及びこれに基づく措置等（第十七条の十八～第十七条の三十三）
第四節 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条～第二十一条）	第四節 企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条～第二十一条）
第五節 住民の帰還及び移住等の促進を図るための措置	第五節 住民の帰還及び移住等の促進を図るための措置
第一款 公営住宅法の特例等（第二十七条～第三十一条）	第一款 公営住宅法の特例等（第二十七条～第三十一条）
第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）	第二款 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画（第三十二条）
第三款 帰還・移住等環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十三条～第三十五条の三）	第三款 帰還・移住等環境整備事業計画及びこれに基づく措置（第三十三条～第三十五条の三）
第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条～第三十八条）	第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第三十六条～第三十八条）

第六節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置

第一款 公営住宅法の特例等（第三十九条—第四十四条）

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第四十五条—第四十八条）

（一）第四十八条

第七節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等（第四十八条の二—第四十八条の十三）

第八節 帰還・移住等環境整備推進法人（第四十八条の十四—第四十一条の十八）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第四十九条—第六十条）

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 福島復興再生計画に基づく商標法等の特例（第六十一条—第七十三条）

第二節 特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置（第七十四条—第七十五条の五）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第七十六条—第八十条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別の措置

第一節 福島復興再生計画に基づく国有施設の使用等の特例（第八十一条—第八十三条）

第二節 新産業創出等推進事業促進計画及びこれに基づく措置（第八十四条—第八十五条の八）

第三節 新たな産業の創出等に寄与する施策等（第八十六条—第八十

第六節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置

第一款 公営住宅法の特例等（第三十九条—第四十四条）

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第四十五条—第四十八条）

（一）第四十八条

第七節 公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等（第四十八条の二—第四十八条の十三）

第八節 帰還・移住等環境整備推進法人（第四十八条の十四—第四十一条の十八）

第四章 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置（第四十九条—第六十条）

第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 福島復興再生計画に基づく商標法等の特例（第六十一条—第七十三条）

第二節 特定事業活動振興計画及びこれに基づく措置（第七十四条—第七十五条の五）

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等（第七十六条—第八十条）

第六章 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための特別の措置

第一節 福島復興再生計画に基づく国有施設の使用等の特例（第八十一条—第八十三条）

第二節 新産業創出等推進事業促進計画及びこれに基づく措置（第八十四条—第八十五条の八）

第三節 新たな産業の創出等に寄与する施策等（第八十六条—第八十

九条)

第四節 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国

の職員の派遣等（第八十九条の二—第八十九条の十三）

第七章 新産業創出等研究開発基本計画（第九十条・第九十一条）

第八章 福島国際研究教育機構

第一節 総則

第一款 通則（第九十二条—第九十六条）

第二款 設立（第九十七条—第九十九条）

第二節 役員及び職員（第一百条—第一百八条）

第三節 新産業創出等研究開発協議会（第一百九条）

第四節 業務運営

第一款 業務（第一百十条・第一百十一条）

第二款 中期目標等（第一百十二条—第一百十七条）

第五節 財務及び会計（第一百十八条—第一百二十二条）

第六節 監督（第一百二十三条・第一百二十四条）

第七節 雜則（第一百二十五条—第一百二十八条）

第九章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（）

第十章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第一百三十九条）

第十一章 雜則（第一百四十条—第一百四十四条）

第十二章 罰則（第一百四十五条—第一百四十八条）

附則

（福島復興再生計画の認定）

第七条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため

第四節 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への国

の職員の派遣等（第八十九条の二—第八十九条の十三）

第七章 福島国際研究教育機構

第一節 総則

第一款 通則（第九十二条—第九十六条）

第二款 設立（第九十七条—第九十九条）

第二節 役員及び職員（第一百条—第一百八条）

第三節 新産業創出等研究開発協議会（第一百九条）

第四節 業務運営

第一款 業務（第一百十条・第一百十一条）

第二款 中期目標等（第一百十二条—第一百十七条）

第五節 財務及び会計（第一百十八条—第一百二十二条）

第六節 監督（第一百二十三条・第一百二十四条）

第七節 雜則（第一百二十五条—第一百二十八条）

第九章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置（）

第十章 原子力災害からの福島復興再生協議会（第一百三十九条）

第十一章 雜則（第一百四十条—第一百四十四条）

第十二章 罰則（第一百四十五条—第一百四十八条）

附則

（福島復興再生計画の認定）

第七条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため

の計画（以下「福島復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 福島復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本の方針に関する事項

- 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 三 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項

- 五 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項
- 六 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。第六項及び第八十六条において同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項
- 七 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

- 八 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項
3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項（第一号から第三号までに掲げる事項にあっては、過去に避難指示の対象となつたことがない

の計画（以下「福島復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 福島復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本の方針に関する事項

- 二 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 三 特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進のために実施すべき施策に関する事項
- 四 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために実施すべき施策に関する事項

- 五 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るために実施すべき施策に関する事項
- 六 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。第六項及び第八十六条において同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項
- 七 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する事項

- 八 前各号に掲げるもののほか、福島の復興及び再生に関し必要な事項
3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項（第一号から第三号までに掲げる事項にあっては、過去に避難指示の対象となつたことがない

区域にわたるもの及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となつている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めることができる。

一 産業の復興及び再生に関する事項

二 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 将来的な住民の帰還及び移住等（原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住をいう。以下同じ。）を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組に関する事項

4 第二項第二号及び第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 農用地利用集積等促進事業（農用地（第十七条の十八第一項に規定する農用地をいう。以下この項並びに第九項第三号及び第四号において同じ。）についての賃借権の設定等（同条第三項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この号において同じ。）の促進（これと併せて行う同条第二項第二号から第四号までに掲げる土地についての賃借権の設定等の促進を含む。）による農用地の利用の集積の促進又は農業用施設その他の農林水産業の振興に資する施設であつて政令で定めるもの（以下「福島農林水産業振興施設」という。）の整備により、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を図る事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 農用地利用集積等促進事業の実施区域
ロ 賃借権の設定等を受ける者の備えるべき要件

区域にわたるもの及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となつている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を定めることができる。

一 産業の復興及び再生に関する事項

二 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 将来的な住民の帰還及び移住等（原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住をいう。以下同じ。）を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組に関する事項

4 第二項第二号及び第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 農用地利用集積等促進事業（農用地（第十七条の十八第一項に規定する農用地をいう。以下この項並びに第九項第三号及び第四号において同じ。）についての賃借権の設定等（同条第三項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この号において同じ。）の促進（これと併せて行う同条第二項第二号から第四号までに掲げる土地についての賃借権の設定等の促進を含む。）による農用地の利用の集積の促進又は農業用施設その他の農林水産業の振興に資する施設であつて政令で定めるもの（以下「福島農林水産業振興施設」という。）の整備により、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域における農林水産業の振興を図る事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 農用地利用集積等促進事業の実施区域
ロ 賃借権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ハ 設定され、又は移転される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該権利が賃借権である場合における借貸の算定基準及び支払の方法

- 二 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。第十七条の十九第二項第一号ホにおいて同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。同号ホにおいて同じ。）の方法

ホ 福島農林水産業振興施設の整備に関する事項

二 農用地効率的利用促進事業（農用地の権利移動に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会が合意をすることにより、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等（第十七条の十八第二項に規定する農用地等をいう。）についての権利の取得の促進を図る事業をいう。第十七条の三十三第一項において同じ。）の実施区域

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができる。

一 産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第六十四条から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ロ 新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込

ハ 設定され、又は移転される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該権利が賃借権である場合における借貸の算定基準及び支払の方法

- 二 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。第十七条の十九第二項第一号ホにおいて同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。同号ホにおいて同じ。）の方法

ホ 福島農林水産業振興施設の整備に関する事項

二 農用地効率的利用促進事業（農用地の権利移動に係る市町村の権限について、市町村長及び当該市町村の農業委員会が合意をすることにより、避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域において、農用地を効率的に利用する者による地域との調和に配慮した農用地等（第十七条の十八第二項に規定する農用地等をいう。）についての権利の取得の促進を図る事業をいう。第十七条の三十三第一項において同じ。）の実施区域

5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を定めることができるもの。

一 産業復興再生事業（次に掲げる事業で、第六十四条から第七十三条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項

イ 商品等需要開拓事業（福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ロ 新品種育成事業（新品種（当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福島において生産されることが見込

まれるものに限る。）の育成をする事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ 地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であつて、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

二 流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下この二及び第七十一条第二項において同じ。）を中心として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行なう事業を含む。）であつて、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ホ 産業復興再生政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものを見。第七十二条において同じ。）

ヘ 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものを見。第七十三条において同じ。）

二 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていな

まれるものに限る。）の育成をする事業であつて、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう。）

ハ 地熱資源開発事業（福島において地熱資源が相当程度存在し、又は存在する可能性がある地域であつて、地熱資源の開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、地熱資源の開発を実施する事業をいう。）

二 流通機能向上事業（流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。以下この二及び第七十一条第二項において同じ。）を中心として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行なう事業を含む。）であつて、福島における流通機能の向上に資するものをいう。）

ホ 産業復興再生政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るものを見。第七十二条において同じ。）

ヘ 産業復興再生地方公共団体事務政令等規制事業（原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るものを見。第七十三条において同じ。）

二 前号に規定する産業復興再生事業ごとの第六十四条から第七十三条までの規定による特別の措置の内容

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていな

いことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（第七十四条第一項において「特定風評被害」という。）への対処に關し必要な事項

6 第二項第六号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の來訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体、福島国際研究教育機構その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることとする。

7 前項後段に規定する取組の内容に関する事項には、次に掲げる事項を定めることができる。
一 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項
イ 当該事業の内容及び実施主体
ロ その他当該事業の実施に關し必要な事項
二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項
イ 新産業創出等政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るもの）をいう。第八十二条において

6 第二項第六号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であつて、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺の生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の來訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

7 前項後段に規定する取組の内容に関する事項には、次に掲げる事項を定めることができる。
一 ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業に関する次に掲げる事項
イ 当該事業の内容及び実施主体
ロ その他当該事業の実施に關し必要な事項
二 重点推進事業（次に掲げる事業で、それぞれ第八十二条又は第八十三条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の内容及び実施主体に関する事項
イ 新産業創出等政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制に係るもの）をいう。第八十二条において

同じ。)

口 新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るもの）をいう。第八十三条において同じ。）

三 前号に規定する重点推進事業ごとの第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

8 第五項第一号及び前項第二号の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十四条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条若しくは第八十二条の規定による政令若しくは復興庁令（告示を含む。）・主務省令（第一百四十一條ただし書）に規定する規制にあっては、主務省令。以下「復興序令・主務省令」という。）又は第七十三条若しくは第八十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

9 福島県知事は、福島復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（福島復興再生計画に次の各号に掲げる事項を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び当該各号に定める者）の意見を聴かなければならない。

一 第二項第五号に掲げる事項 第五項第一号に規定する実施主体（次号、第六十七条第二項及び第三項並びに第七十条第一項を除き、以下「実施主体」という。）

同じ。)

口 新産業創出等地方公共団体事務政令等規制事業（福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化に資する事業であつて、政令又は主務省令により規定された規制（福島の地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係るもの）をいう。第八十三条において同じ。）

三 前号に規定する重点推進事業ごとの第八十二条又は第八十三条の規定による特別の措置の内容

8 第五項第一号及び前項第二号の「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第六十四条から第七十一条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第七十二条若しくは第八十二条の規定による政令若しくは復興序令（告示を含む。）・主務省令（第一百二条ただし書）に規定する規制にあっては、主務省令。以下「復興序令・主務省令」という。）又は第七十三条若しくは第八十三条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

9 福島県知事は、福島復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長（福島復興再生計画に次の各号に掲げる事項を定めようとする場合にあつては、関係市町村長及び当該各号に定める者）の意見を聴かなければならない。

一 第二項第五号に掲げる事項 第五項第一号に規定する実施主体（次号、第六十七条第二項及び第三項並びに第七十条第一項を除き、以下「実施主体」という。）

二 第二項第六号に掲げる事項 第七項第一号イ及び第二号に規定する
実施主体並びに福島国際研究教育機構

三 第四項第一号に掲げる事項 同号イの実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会及び当該区域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）

四 第四項第二号に掲げる事項 同号の実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会

10 次の各号に掲げる者は、福島県知事に対して、当該各号に定める事項に係る第一項の規定による申請（以下この条、第五章第一節並びに第八十二条及び第八十三条において「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一 産業復興再生事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第五号に掲げる事項

二 重点推進事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第六号に掲げる事項

11 前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

12 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第九項の規定により聴いた関係市町村長及び同項各号に定める者の意見の概要
二 第十項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概

二 第二項第六号に掲げる事項 第七項第一号イ及び第二号に規定する
実施主体

三 第四項第一号に掲げる事項 同号イの実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会及び当該区域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）

四 第四項第二号に掲げる事項 同号の実施区域内にある農用地を管轄する農業委員会

10 次の各号に掲げる者は、福島県知事に対して、当該各号に定める事項に係る第一項の規定による申請（以下この条、第五章第一節並びに第八十二条及び第八十三条において「申請」という。）をすることについての提案をすることができる。

一 産業復興再生事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第五号に掲げる事項

二 重点推進事業を実施しようとする者及びその実施に関し密接な関係を有する者 第二項第六号に掲げる事項

11 前項の提案を受けた福島県知事は、当該提案に基づき申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

12 申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第九項の規定により聴いた関係市町村長及び同項各号に定める者の意見の概要
二 第十項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、当該提案の概

13 福島県知事は、申請に当たつては、当該申請に係る産業復興再生事業又は重点推進事業（第十五項において「産業復興再生事業等」という。）及びこれらに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

14 内閣総理大臣は、申請があつた福島復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該福島復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

15 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、福島復興再生計画に定められた避難解除等区域復興再生事項（第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項（第八十一条に規定する措置、第八十六条から第八十八条までに規定する施策又は第八十八条の二に規定する援助に係る事項をいう。以下この項において同じ。）について、当該避難解除等区域復興再生事項、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

16 内閣総理大臣は、第十四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

13 福島県知事は、申請に当たつては、当該申請に係る産業復興再生事業又は重点推進事業（第十五項において「産業復興再生事業等」という。）及びこれらに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、当該法律及び法律に基づく命令を所管する関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、福島県知事に対し、速やかに回答しなければならない。

14 内閣総理大臣は、申請があつた福島復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 福島復興再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該福島復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

15 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、福島復興再生計画に定められた避難解除等区域復興再生事項（第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項（第八十一条に規定する措置、第八十六条から第八十八条までに規定する施策又は第八十八条の二に規定する援助に係る事項をいう。以下この項において同じ。）について、当該避難解除等区域復興再生事項、産業復興再生事業等に関する事項又は重点推進事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

16 内閣総理大臣は、第十四項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定)

第十七条の二 特定避難指示区城市町村（現に避難指示であつて第四条第四号ロに掲げる指示であるもの（以下この項において「特定避難指示」という。）の対象となつている区域（以下この項及び第一百三十二条において「特定避難指示区域」という。）をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）の長は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。第六項第一号及び第十七条の四第二項において同じ。）に即して、復興庁令で定めるところにより、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

一 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壤等の除染等の措置（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二条第三項に規定する土壤等の除染等の措置をいい、表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興庁令・環境省令で定めるものにより行うものに限る。以下同じ。）を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

(特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定)

第十七条の二 特定避難指示区城市町村（現に避難指示であつて第四条第四号ロに掲げる指示であるもの（以下この項において「特定避難指示」という。）の対象となつている区域（以下この項及び第九十三条において「特定避難指示区域」という。）をその区域に含む市町村をいう。以下同じ。）の長は、福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画（第七条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。第六項第一号及び第十七条の四第二項において同じ。）に即して、復興庁令で定めるところにより、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であつて次に掲げる条件のいずれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指すものをいう。以下同じ。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

一 当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壤等の除染等の措置（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二条第三項に規定する土壤等の除染等の措置をいい、表土の削り取りその他の適正かつ合理的な方法として復興庁令・環境省令で定めるものにより行うものに限る。以下同じ。）を行うことにより、おおむね五年以内に、特定避難指示の解除に支障がないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること。

二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的・社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点となる区域として適切であると認められること。

三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。

2 特定復興再生拠点区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第五号から第八号までに掲げる事項にあっては、特定復興再生拠点区域外にわたるものであつて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を記載するものとする。

一 特定復興再生拠点区域の区域

二 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標

三 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間

四 土地利用に関する基本方針

五 産業の復興及び再生に関する事項

六 道路その他の公共施設の整備に関する事項

七 生活環境の整備に関する事項

八 土壤等の除染等の措置、除去土壤の処理（土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤の収集、運搬、保管及び処分をいい、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第三項に規定する最終処分その他の復興府令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）及び廃棄物の処理（放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をいい、当該復興府令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、特定復興再生拠点区域の復興及び再生

二 当該区域の地形、交通の利便性その他の自然的・社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建並びに移住等のための拠点となる区域として適切であると認められること。

三 当該区域の規模及び原子力発電所の事故の発生前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的に公共施設その他の施設の整備を行うことができると認められること。

2 特定復興再生拠点区域復興再生計画には、次に掲げる事項（第五号から第八号までに掲げる事項にあっては、特定復興再生拠点区域外にわたるものであつて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを含む。）を記載するものとする。

一 特定復興再生拠点区域の区域

二 特定復興再生拠点区域復興再生計画の意義及び目標

三 特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間

四 土地利用に関する基本方針

五 産業の復興及び再生に関する事項

六 道路その他の公共施設の整備に関する事項

七 生活環境の整備に関する事項

八 土壤等の除染等の措置、除去土壤の処理（土壤等の除染等の措置に伴い生じた土壤の収集、運搬、保管及び処分をいい、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第三項に規定する最終処分その他の復興府令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）及び廃棄物の処理（放射性物質汚染対処特措法第二条第二項に規定する廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をいい、当該復興府令・環境省令で定めるものを除く。第十七条の十七において同じ。）に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、特定復興再生拠点区域の復興及び再生

に^関し特に必要な事項

- 3 前項第五号から第八号までに掲げる事項には、特定避難指示区城市町村が実施する事業に係るものと記載するほか、必要に応じ、当該特定避難指示区城市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。
- 4 特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画に当該特定避難指示区城市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。
- 5 特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた特定復興再生拠点区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に適合するものであること。
- 二 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された第二項第一号の区域が第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであること。
- 三 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。
- 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項（第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。）について、当該特

に^関し特に必要な事項

- 3 前項第五号から第八号までに掲げる事項には、特定避難指示区城市町村が実施する事業に係るものと記載するほか、必要に応じ、当該特定避難指示区城市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。
- 4 特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画に当該特定避難指示区城市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。
- 5 特定避難指示区城市町村の長は、特定復興再生拠点区域復興再生計画を作成しようとするときは、あらかじめ、福島県知事に協議しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第一項の規定による申請があつた特定復興再生拠点区域復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 福島復興再生基本方針及び認定福島復興再生計画に適合するものであること。
- 二 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された第二項第一号の区域が第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであること。
- 三 当該特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施が特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。
- 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 7 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域復興再生事項（第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。）について、当該特

定復興再生拠点区域復興再生事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第七章 新産業創出等研究開発基本計画

(新産業創出等研究開発基本計画の策定等)

第九十条 内閣総理大臣は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策並びにこれらに関連する施策（以下「新産業創出等研究開発等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を定めるものとする。

2 新産業創出等研究開発基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 新産業創出等研究開発等施策についての基本的な方針
- 2 総合的かつ計画的に講ずべき新産業創出等研究開発等施策
- 3 前二号に掲げるもののほか、新産業創出等研究開発等施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号の新産業創出等研究開発等施策については、当該新産業創出等研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

(新設)

定復興再生拠点区域復興再生事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(新設)

4| 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画の作成に当たっては、福島の自然的、経済的及び社会的な特性が最大限に活用されることとなるよう努めるものとする。

5| 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴かなければならない。

6| 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7| 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、新産業創出等研究開発基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

8| 第四項から第六項までの規定は、新産業創出等研究開発基本計画の変更について準用する。

(新産業創出等研究開発基本計画における福島国際研究教育機構の位置付け)

第九十一条 新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定めるものとする。

第八章 福島国際研究教育機構

第一節 総則

第一款 通則

(新設)

(新設)

(新設)

(機構の目的)

第九十二条 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うこととする。

(法人格)

第九十三条 機構は、法人とする。

(事務所)

第九十四条 機構は、主たる事務所を福島県に置く。

(資本金)

第九十五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体（以下「政府等」という。）が出資する額の合計額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 1 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び福島の地方公共団体（以下「政府等」という。）が出資する額の合計額とする。
- 2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。
- 3 政府等は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。
- 4 政府等は、第一項又は前項の規定により機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は機械設備（次項において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。
- 5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6| 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第九十六条 機構でない者は、福島国際研究教育機構という名称を用いてはならない。

第二款 設立

(理事長及び監事となるべき者)

第九十七条 主務大臣は、機構の長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2| 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

3| 第百二条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第九十八条 主務大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2| 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨

を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

(機構が承継する国の権利義務)

第九十九条 国が有する権利及び義務のうち、第一百十条第一項各号に掲げ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る業務に係るものとして政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。

第二節 役員及び職員

(役員)

第百条 機構に、役員として、理事長及び監事二人を置く。
2 機構に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第一百一条 理事長は、機構を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3 監事は、機構の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、機構がこの法律の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、機構の子法人（機構がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒

(新設)

(新設)

(新設)

むことができる。

8 | 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

9 | 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、理事長の職務を代理し又はその職務を行う者は、監事とする。

10 | 前項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任命)

第百二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 機構が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のか、機構が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

監事は、主務大臣が任命する。

3 | 2 | 主務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとする

ときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であつても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

4 | 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

5 | 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

(新設)

(役員の任期)

第一百三条 理事長の任期は、任命の日から、当該任命の日を含む機構の第百十二条第一項に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の末日までとする。ただし、主務大臣は、より適切と認める者を任命するため特に必要があると認めるときは、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期を、任命の日から、当該初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

2| 前項の規定にかかわらず、主務大臣は、第九十七条第一項の規定により理事長となるべき者としてより適切と認める者を指名するため特に必要があると認めるときは、同条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる理事長の任期を、任命の日から、中期目標の期間の初日から三年又は四年を経過する日までとすることができる。

3| 前二項の規定にかかわらず、補欠の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

4| 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（第一百八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。）までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5| 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が当該理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6| 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

(新設)

第一百四条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者及び教育公務員又は研究公務員で政令で定めるものを除く。）は、役員となることができない。

（役員の損害賠償責任）

第一百五条 機構の役員は、その任務を怠つたときは、機構に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第一百六条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第一百七条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（労働契約法の特例）

第一百八条 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。
一 研究者等（新産業創出等研究開発に従事する研究者及び技術者をいう。第三号において同じ。）であつて機構との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）を締結したもの

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二 新産業創出等研究開発等（新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及をいう。以下この号及び次号並びに第三項において同じ。）に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の新産業創出等研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であつて機構との間で有期労働契約を締結したもの

三 機構以外の者が機構との協定その他の契約により機構と共同して行う新産業創出等研究開発等（次号において「共同研究開発等」という。）の業務に専ら従事する研究者等であつて機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

2| 前項第一号及び第二号に掲げる者（大学の学生である者を除く。）のうち大学に在学している間に機構との間で有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

3| 機構は、新産業創出等研究開発等を行うに当たつては、第一項第一号及び第二号に掲げる者について、各人の知識及び能力に応じた適切な待遇の確保、労働条件の改善その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 新産業創出等研究開発協議会

(新設)

第百九条 機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に關し必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会（以下この条及び次条第一項第七号において「協議会」という。）を組織するものとする。

2| 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一| 機構

二| 福島県知事

三| 大学その他の研究機関

四| 関係行政機関、福島の関係市町村長その他の機構が必要と認める者

3| 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の関係行政機関並びに原子力災害からの福島の復興及び再生に取り組む事業者その他の関係者（次項において「関係行政機関等」という。）に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4| 関係行政機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

5| 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6| 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第四節 業務運営

第一款 業務

(新設)

(業務の範囲)

- 第一百十条 機構は、第九十二条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行ふ。
- 一 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
 - 二 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
 - 三 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
 - 四 機構の施設及び設備を第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。
 - 五 新産業創出等研究開発に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
 - 六 海外から新産業創出等研究開発に関する研究者を招へいすること。
 - 七 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整を行うこと。
 - 八 新産業創出等研究開発に係る内外の情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
 - 九 前号に掲げるもののほか、原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うこと。
 - 十 新産業創出等研究開発の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - 十一 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創

(新設)

出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項第十号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(株式又は新株予約権の取得及び保有)

第百十一条 機構は、機構の新産業創出等研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下この項において「成果活用事業者」という。）に対し、新産業創出等研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力をその他事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得することができる。

2 機構は、前項の規定により取得した株式又は新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）を保有することができる。

第二款 中期目標等

(中期目標)

第一百十二条 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務（第百十条第一項各号に掲げる業務のうち、第百十七条第一項に規定する助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。）についての運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示する

(新設)

(新設)

とともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 | 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質の向上に関する事項

二 研究開発等業務の運営の効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、研究開発等業務の運営に関する重要事項

3 | 中期目標は、新産業創出等研究開発基本計画に即するものでなければならない。

4 | 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。

5 | 主務大臣は、前項の規定により中期目標に係る意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならぬ。

(中期計画)

第百十三条 機構は、前条第一項の規定により中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための

計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 | 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新産業創出等研究開発の成果の最大化その他の研究開発等業務の質

(新設)

の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 研究開発等業務の運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 不要財産（第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める研究開発等業務の運営に関する事項

3 機構は、第一項の認可を受けた中期計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

4 機構は、第一項又は前項の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、第一項又は第三項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

6 機構は、第一項又は第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

7 中期計画は、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければな

らない。

(年度計画)

第百十四条 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項又は第三項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の研究開発等業務の運営に関する計画（次項及び次条第九項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
2 機構の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項又は第三項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価等)

第百十五条 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度
における研究開発等業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における研究開発等業務の実績及び中期目標の期間における研究開発等業務の実績
機構は、前項の規定による評価のほか、中期目標の期間の初日以後最初に任命される理事長の任期が第二百二十二条第一項ただし書の規定により定

(新設)

(新設)

められた場合又は第九十七条第二項の規定によりその成立の時において任命されたものとされる理事長の任期が第百三条第二項の規定により定められた場合には、それらの理事長（以下この項において「最初の理事長」という。）の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の理事長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における研究開発等業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 | 機構は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 | 機構は、第二項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、同項に規定する末日を含む事業年度の終了後三月以内に、同項に規定する研究開発等業務の実績及び当該研究開発等業務の実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 | 第一項又は第二項の評価は、第一項各号に定める事項又は第二項に規定する研究開発等業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における研究開発等業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 | 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行うときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならぬ。

7 | 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行つたときは、遅滞なく、機

構及び福島県知事に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

8 | 福島県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により通知された評価の結果について、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの意見を述べることができる。

9 | 機構は、第一項又は第二項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度評価結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第百六条 主務大臣は、前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、研究開発等業務における個々の研究開発の妥当性及びその継続の必要性並びに研究開発体制の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 | 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

3 | 主務大臣は、前項の規定により意見を聴くときは、あらかじめ、原子

力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

4 | 主務大臣は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

第一百十七条 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、助成等業務（第一百十条第一項第三号、第七号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。）に係る実施計画（以下この条において「助成等業務実施計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、前項の認可を受けた助成等業務実施計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、前二項の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害から福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成等業務実施計画を公表しなければならない。

5 助成等業務実施計画は、新産業創出等研究開発基本計画に即するとともに、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 機構の最初の事業年度の助成等業務実施計画について、第一項中「毎事業年度」とあるのは「その成立後遅滞なく」と、「当該事業年度の開始前に、主務大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

第五節 財務及び会計

（財務諸表等）

第一百十八条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（新設）

（新設）

2

機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告並びに次条第一項に規定する会計監査報告を添付しなければならない。

3

機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告及び会計監査報告を、主たる事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構は、財務諸表のうち第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて主務省令で定めるものをとることにより行う公告の方法をいう。次項において同じ。）

5 機構が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第三項の主務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（会計監査人）

第一百九条 機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

（新設）

3 | 2 | 会計監査人は、主務大臣が選任する。
第百五条の規定は、会計監査人について準用する。

(利益及び損失の処理)

第一百二十条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 | 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 | 機構は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受け、その残余の額の全部又は一部を第百十三条第一項の認可を受けた中期計画（同条第三項の規定による変更の認可を受けたときは、その変後のもの。以下同じ。）の同条第二項第七号の剩余金の使途に充てることができる。

(積立金の処分)

第一百二十二条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一

項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における研究開発等業務の財源に充てることができる。

2 | 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額

(新設)

(新設)

を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

- 3 | 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に
| 関し必要な事項は、政令で定める。

(政府の補助)

第百二十二条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第六節 監督

(監督命令)

第一百二十三条 主務大臣は、中期目標を達成するためその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第一百二十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 | 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 3 | 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第七節 雜則

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第一百二十五条 独立行政法人通則法第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第十九条の二、第二十一条の四、第二十条の五、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条、第二十八条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第二項から第五項まで、第三十九条の二、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条並びに第四十六条の二から第五十条の十までの規定は、機構について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条	第八条第三項	定人通則法の規	る独立行政法	読み替えられ	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第一項	規制委員会が所管する独立行政法 人については、原子力規制委員会 規則とする。以下同じ。)	主務省令（当該独立行政法人を所 管する内閣府又は各省の内閣府令 又は省令をいう。ただし、原子力 規制委員会が所管する独立行政法 人については、原子力規制委員会 規則とする。以下同じ。）	福島復興再生特別 措置法（平成二十 四年法律第二十五 号）第一百二十七条 第二項に規定する 主務省令（以下「 主務省令」という 。）			
措置法第九十七条 福島復興再生特別						

(新設)

(新設)

第二十四条	第四項	第二十三項	第一項	第二十三条第	第十九条の二	項	第十一条の四第六	一項及び第五	十九条の二第二	第二項、第三	、第二十八条	第十九条の二	び第二十六条	第二十五条及	第二十三条、	第十九条の二、	第十六条、第		
役員	法人の長その他の代表権を有する	役員	前条		主務大臣							この法律、個別法				法人の長	前条第二項		
理事長又は理事	理事	措置法第百四条	福島復興再生特別	°)	主務大臣」という	主務大臣（以下「	第一項に規定する	同法第百二十七条				措置法	福島復興再生特別			理事長	二項	同法第九十八条第	第一項

一項		第四十五条第	第四十二条	第三項第一号	第四十一条第	五項第二号及 び第三号	第三十九条第	三項	第三十九条第	二項第二号	第三十九条第
画（同項後段の規定による変更の一項の認可を受けた同項の事業計画）	（同項後段の規定による変更の人の事業計画（第三十五条の十第）	中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法	福島復興再生特別措置法第百二十条	福島復興再生特別措置法第百三十条	福島復興再生特別措置法第百三十三条	福島復興再生特別	福島復興再生特別	福島復興再生特別	福島復興再生特別	再生特別措置法第百一十六条に定する子法人をいう。以下同じ。」	子法人（福島復興法人）に
三条第二項第四号	。）の同法第百十	中期計画」という	中期計画（以下「中期計画」という）	第三項に規定する	第三項に規定する財務諸表承認日	財務諸表承認日	第一項に規定する財務諸表	第二項に規定する財務諸表	措置法第百十八条	措置法第百十九条	主務省令

並びに第五十 条の八第三項	一項、第五十 条の七第	五十一条の六、第 十条の六、第五	第五項、第五 第三項並びに 及び第五号、	第二項第一号、 第五十条の四				第三項	第五十条の二	第五十条		において第三十五条の十第三項第 六号
					政令			実績	この法律	これらの	福島復興再生特別	その
					主務省令	確保する必要性	力を有する人材を 際的に卓越した能 るものについて国 れる業務に従事す とが特に必要とさ 用して遂行するこ 知識及び経験を活 の高度の専門的な うち世界最高水準 実績並びに役員の 措置法	福島復興再生特別	その			

										第二項第三号	第五十条の四	第五十九条	
										第二項第四号	第五十条の四	第五十九条	
										第三十二条第一項	第三十二条第一項	研究に	
的 な 知 識 及 び 経 験	水 準	員 の う ち 世 界 最 高	開 発 に 従 事 す る 職	新 産 業 創 出 等 研 究	第 一 項 に 規 定 す る	別 措 置 法 第 九 十 条	雇 用 形 態 並 び に 職 員	總 務 大 臣	第三十五条第一項	業務 の 実 績	第三十二条第一項		
的な知識及び経験	員のうち世界最高水準の専門	員のうち世界最高水準の専門	開発に従事する職	新産業創出等研究	第一項に規定する	別措置法第九十条	雇用形態並びに専ら福島復興再生特	主務大臣	第一項	措置法第百十六条	福島復興再生特別	福島復興再生特別	福島復興再生特別

を活用して遂行する
ことが特に必要
とされる業務に從事するものについ
て国際的に卓越した能力を有する人
材を確保する必要性

(財務大臣との協議)

第一百二十六条 主務大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第百十二条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第百十三条第一項若しくは第三項又は第百十七条第一項若しくは第二項の規定による認可をしようとするとき。

三 第百二十条第三項又は第一百二十一一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

四 前条において準用する独立行政法人通則法第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

五 前条において準用する独立行政法人通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

(新設)

第一百二十七条 機構に係るこの法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(新設)

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

二 第百十条第一項各号に掲げる業務（次号に規定する業務を除く。）に関する事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣及び政令で定める大臣

三 第百十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣
2 機構に係るこの法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、前項第二号に規定する業務に係る主務省令については、同号に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

(解散)

第一百二十八条 機構の解散については、別に法律で定める。

(新設)

第九章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

第七章 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

第一百二十九条 （略）

第九十条 （略）

(住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置)

第一百三十条 国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難

指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するた

(住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置)

第九十一条 国は、放射線又は長期にわたる避難により生ずる健康上の不安、帰還後における生活上の不安その他の原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者が有する帰還に対する不安を解消するため、福島の地方公共団体が行う相談体制の整備その他の取組を支援するた

め必要な措置を講ずるものとする。

第一百三十一条～第一百三十八条 (略)

第十章 原子力災害からの福島復興再生協議会

第一百三十九条 (略)

第十一章 雜則

第一百四十条 (略)

(主務省令)

第一百四十一条 この法律（第八章を除く。）における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、國家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

め必要な措置を講ずるものとする。

第九十二条～第九十九条 (略)

第八章 原子力災害からの福島復興再生協議会

第一百条 (略)

第十九章 雜則

第一百一条 (略)

(主務省令)

第一百二条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、國家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、公正取引委員会規則、國家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(権限の委任)

第一百四十二条 この法律（第八章を除く。）に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。

第一百四十三条・第一百四十四条 (略)

第十二章 費則

第一百四十五条 第百六条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百四十六条 第百二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下以下の罰金に処する。

第一百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十五条第二項、第一百十条第二項、第一百十三条第一項若しくは第三項又は第一百十七条第一項若しくは第二項の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百一条第四項又は第五項の規定による調査を妨げたとき。

(権限の委任)

第一百三条 この法律に規定する内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣の権限は、政令で定めるところにより、復興局又は地方支分部局の長に委任することができる。

第一百四条・第一百五条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 第百二条第五項又は第百十四条第一項の規定により主務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第百二条第五項、第百十三条第六項、第百十四条第一項、第百十五条第三項、第四項若しくは第九項又は第百十七条第四項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

五 第百五条第二項（第百十九条第三項において準用する場合を含む。）

）、第百十八条第一項、第百二十条第三項又は第百二十二条第一項の規定により主務大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかつたとき。

六 第百十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第百十三条第五項又は第百二十二条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

八 第百十五条第三項又は第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

九 第百十八条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は

財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告若しくは会計監査報告を備え置かず、若しくは閲覧に供しなかつたとき。

十 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十一 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十三条第四項、第四十九条、第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定により主務大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十三条第四項、第二十八条第三項、第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

十三 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第二十八条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項又は第四十八条の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

十四 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

十五 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十六 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第五十条の八の規定により主務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

十七 第百二十五条において準用する独立行政法人通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 | 十八 機構の子法人の役員が第一百一条第六項又は第二百二十五条において準用する独立行政法人通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第一百四十八条 第九十六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第二十四条関係）		改 正 案		現 行	
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
農水産業協同組合貯金保険 機構	（略）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	（略）	農水産業協同組合貯金保険 機構	（略）
福島国際研究教育機構	（略）	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	（新設）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	（略）

（傍線部分は改正部分）

別表（第十二条関係）		改 正 案
名称	根拠法	
（略）	（略）	
農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	

別表（第十二条関係）		現 行
名称	根拠法	
（略）	（略）	
農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	
（新設）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	
（略）	（略）	

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第二条関係）		改 正 案		現 行	
名称	根拠法	名称	根拠法	名称	根拠法
農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改
正
案

現
行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

		名 称	名 称
（略）	（略）	根 拠 法	根 拠 法
福島国際研究教育機構	農水産業協同組合貯金保険 機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）
福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）		

別表第二（第二条、第五十八条、第六十六条、第一百二十二条関係）

別表第二（第二条、第五十八条、第六十六条、第一百二十三条関係）

		名 称	名 称
（略）	（略）	根 拠 法	根 拠 法
独立行政法人地域医療機能 推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法 (平成十七年法律第七十一号)	（新設）	（新設）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法		

別表第一（第二条関係）		改 正 案	現 行
名称	根拠法	名称	根拠法
農水産業協同組合貯金保険 機構	（略）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）
福島国際研究教育機構	（略）	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）	福島復興再生特別措置法（平成二十四 年法律第二十五号）
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
農水産業協同組合貯金保険 機構	（略）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四 十八年法律第五十三号）
（新設）	（略）		

改 正 案	現 行
（所掌事務）	
<p>第四条 復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p> <p>二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p>	<p>第四条 復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p> <p>二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関すること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p>
<p>2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。</p> <p>二 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。</p> <p>三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより実施すること。</p>	<p>2 復興庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。</p> <p>三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるところにより実施すること。</p>
<p>イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。</p>	<p>イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。</p>

と。

口 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及び口の計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

四 東日本大震災からの復興に關し、関係地方公共団体に対し、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力をを行うこと。

五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第十四項に規定する福島復興再生計画の認定に關すること、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に關すること、同法第十七條第二第六項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に關すこと、同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に關すること、同法第三十四条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金の配分計画に關すること、同法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に關すること、同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に關すること並びに同法第八章に規

と。

口 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業その他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めること。

ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る予算を配分するとともに、イの方針及び口の計画その他必要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作製を含め執行させること。

四 東日本大震災からの復興に關し、関係地方公共団体に対し、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力をを行うこと。

五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に關すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に關すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に關すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に關する関係行政機関の事務の調整に關すること。

六 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第七条第十四項に規定する福島復興再生計画の認定に關すること、同法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業に關すること、同法第十七条第二第六項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に關すこと、同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に關すること、同法第三十四条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金の配分計画に關すること、同法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に關すること、同法第四十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金の配分計画に關すること並びに同法第七条

定する福島国際研究教育機構に關すること並びに同法第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業、同条第七項第二号に規定する重点推進事業、同法第三十四条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等及び同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に關すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に關する施策に關すること（他の府省の所掌に屬するものを除く。）。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた東日本大震災からの復興に關し必要な事務

第五項第一号に規定する産業復興再生事業、同条第七項第二号に規定する重点推進事業、同法第三十四条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等及び同法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、分割及び解散の決議の認可に關すること並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に關する施策に關すること（他の府省の所掌に屬するものを除く。）。

九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき復興庁に属させられた東日本大震災からの復興に關し必要な事務

3 前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

3 前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

（復興推進委員会）

第十五条 復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないものとする。

（復興推進委員会）

第十五条 復興庁に、復興推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に關する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に關する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。

第一百六条第二項の規定により同法第百二十七条第一項に規定する主

務大臣に意見を述べること。

- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

- 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。